

第2回 糸魚川市廃棄物減量等推進審議会 会議抄録

- 1 日 時 平成22年10月8日(金) 15時00分開会
17時00分閉会
- 2 場 所 糸魚川市役所 201会議室
- 3 出席者 ・委員16名
新井委員、池田委員、入沢委員、内山委員、大月委員、
小笠原委員、北村委員、佐藤委員、中山委員、福崎委員、
藤野委員、本庄委員、松澤委員、柳委員、山岸委員、渡辺委員
(欠席)池亀委員、山岸洋一委員、山本委員、穂刈委員

・小掠市民部長
・事務局【市民課】 金平課長、木下参事、
渡辺副参事、高野主査、七澤主査
(清掃センター) 渡辺センター長、野本係長、中村主査
【能生事務所】 中村主査
【財団法人 日本環境衛生センター】
南技師

・傍聴者 なし
- 4 次 第
 - (1) 開 会 進行 金平課長
 - (2) 市 長 挨拶 米田市長
 - (3) 会 長 挨拶 山岸会長
 - (4) 議 事 進行 山岸会長

<主な質疑・意見>

各項目について資料に基づき説明し、その後委員から質疑・意見をいただいた。

①第7章 災害廃棄物処理計画について

第1節 基本的事項

委員) 7-1 ページ 図 7-1 「災害廃棄物対策指針」と上段「計画の位置づけ」中の「震災廃棄物対策指針」のどちらが正しいか
事務局) 「震災廃棄物対策指針」が正しい。

委員) 11月に大野区で防災訓練を行う。本計画が策定されれば区へフィードバックする計画はあるか。
事務局) 区への啓発、説明等もさせていただく。

委員) 第1回の開催時に災害時の計画も、本審議会で審議するのかという委員の発言があったが、本課題については、環境生活課が窓口ということで了解していただいていると思うがよいか。

委員) 異議なし。

第2節 震災廃棄物対策

委員) 「糸魚川市地域防災計画」はいつ決まっているか。

事務局) 平成18年9月に策定。ごみ処理について記載があるが、これだけで実際に災害が起きたときに対処できるか、例えばPCBを集めるかというようなことも、この計画を基に集めないとするなど、基本的な事項だけだがルールだけ決めさせていただきたい。実際災害が起きたとき困らないようにしたい。

前段で収集について記載があるが、現在、糸魚川地域は大月、能生地域はツカダ運輸、青海地域は山本製材所が収集しているが、災害時にこの3つだけでは足りない場合もある。現行法下ではこの3つ以外できないが、災害時には他の業者も頼むという記載によって、可能になるという位置づけとなっている。

委員) 短期的に地域でも確保することが必要ではないか。

事務局) 柔軟に処理することを書かせていただいている。

委員) 7-6 ページ「がれきの処理」は自己処理とあるが、テレビ等で見ると重機で片付けているのは、自己負担で処理しているのか。

事務局) 基本的には個人対応となっている。震災の規模に応じて自治体が、仮置き場の確保などについて、建設事業者、収集事業者と協力する。県内でも自治体同士で

防災協定を結んでいる。近年だと柏崎市の中越沖地震の際に糸魚川市の収集業者1社が協力、収集対応してもらった経緯がある。基本的には個人になっているが、必要に応じて自治体も協力して処理できる体制を構築することも含めて、この計画で示したいと考えている。

委員) 表現は「個人」となっているが、市が業者を手配するという判断でよいか。
事務局) 個人対応の部分と、仮置き場の確保が重要になってくる。まずがれき類が発生した場合にどのように処理するか、収集できる体制をどのように構築していくか、近くの公園、空き地、私有地といったところに確保できる体制を構築しながら、近年だと道路の先にごみを出して市が収集するという体制も整っているので、状況に応じて対応できるようにしていきたい。

委員) 7-7 ページ (5) 処理方法に「排出者の責任」とあるが、震災となればどこも壊れている。個人資産を公金でということもあるだろうが、阪神淡路大震災において金銭面はどのようにされたと思うか。
事務局) 廃棄物処理法の第22条で国からの災害時の補助制度もある。規模に応じて1/3から1/2まで国が補助する制度がある。

中越地震、中越沖地震では、被災状況に応じて国及び県も独自で補助するというように、全額個人負担の場合と、大規模な震災だと補助制度もあるので、所有者からの申請行為ということになるが、状況に応じて市民の皆さんに周知していきたい。

委員) 水道が決壊、水洗トイレが使えなくなると仮設トイレが設置されるが、それによって汚泥の処理が不可欠となるが、この汚泥(一般廃棄物)の処理が盛られていないがどうか。
事務局) 汚泥の処理については下水道の災害時の処理計画にまとめている。

委員) いろいろなセクションで計画を持っているということによいか。
事務局) 基は糸魚川市地域防災計画がある。そこから枝分かれする形でごみなどがある。

委員) 被災世帯数によって仮設トイレ数がいくつか想定しているか。

事務局) 地域防災計画で定められる。H17 の処理実績が載っているので、考慮している。

委員) 緊急時に考えていては間に合わない、リース先も確保しなくてはならないし、そういう点が大事と思う。

委員) 大きな災害が起きた時の訓練が必要。ただ文章に書いただけではどうか。中央区でも訓練を行っているが、ごみ処理についての訓練は行っていない。こういう細かいことも取り入れてもらってはどうかと思う。

ごみの置き場をどう確保するか、表示の仕方はどうかなども検討してほしい。

事務局) ごみ処理の基本ということでルールだけを記載している。訓練もしていかななくてはならない。災害時におけるごみ処理についてどのように啓発すべきか検討していきたい。

委員) 高齢者だけの世帯もあるので、ぬくもりのある表現を。

先日の地震でも老人だけでどうすればよいか不安になった。

がれきや木の処理は、老人だけではできない。結構な負担となる。

3 軒の処理業者で処理しきれない場合にはどうするか、詳細に分かりやすく書いていただきたい。

自衛隊との関連性はどうなっているのか、市民から区長、区長から市長、市から県へ連絡するのか、知りたい。

事務局) 自衛隊は市町村長の要請に応じて県知事が要請する。災害全体のことについては糸魚川地域防災計画にある。本計画はごみ処理のことだけとなっている。

7-4 ページ8. 収集・運搬計画で記載しているが、具体的には、こんな状況を見極めて、どこが対応できるか判断しなくてはならない。7-1 ページのように基本的なルールを載せ、実際の災害に対応していく。

委員) 災害時における可燃物の処理については掲載するとしても、木片やがれきは別の計画に掲載してはどうか。

事務局) 防災計画の見直しもあると思うし調整していきたい。

第3節 水害廃棄物対策

委員) 水害の場合、床下に土砂が大量に流れ込む場合がある。7-10 ページに「対象とする水害廃棄物」とあり、粗大ごみ、生活ごみ、適正処理困難物とあるがどれに該当するか、家屋の中に流れ込んだ土砂は個人で処分することになるか。誰が責任をもって処分することになるか。

事務局) 土砂が廃棄物になるかはグレーな部分がある。通常、廃棄物とならない。実際そのような場合はその時点で判断することになると思う。

委員) 仮置き場の記載があるが、心配なのは悪臭、害虫の発生。民家に近いと問題があるなど、記載するのはよいが、いざとなるとなかなかこういう場所がない。非常に大変な苦労があると思うが、ある程度想定して、避難場所は学校等決められているが、仮置き場についても目星をつけておくことが大切だと思うのでお願いしたい。

事務局) 仮置き場は市所有施設が優先になってくると思う。例えば公園、グラウンド、駐車場。ご指摘のあった臭い等の問題もあるので今後検討していきたい。

委員) 水分を含んだ畳は発火の可能性がある、とあるが本当か。

事務局) そのように聞いている。

委員) 市所有地から仮置き場にするということだが、前提として考えているのか。

事務局) 絶対というわけではなく、具体的に考えているわけではない。だが、市の施設がここにあるので、こういう場合には仮置き場として、ということは考えていかなくてはならない。

資料編について

委員) 2 ページ、3 ページだけが「である調」の文体。「です・ます調」に統一してはどうか。

1 ページで「RDF化」とあるが、2 ページでは「ごみ燃料化 (RDF化)」となっている。最初から「RDF化」とするよりは「ごみ燃料化」のほうが分かりやすいと思う。

委員) 1 ページに炭化の方式が載っていて、糸魚川市も炭化方式。糸魚川市の方式も他と比較になるので、載せてはどうか。

事務局) 糸魚川市で炭化方式としているので、抜いた。事務局で考えさせてほしい。

委員) 糸魚川市で検討していることなので、皆さん承知しているとは思いますが、炭化方式もしっかり記載してほしい。糸魚川市で採用している方式ということで掲載してほしい。

事務局) 網羅的な資料とすれば落ちている。検討させてほしい。

委員) 基本計画の資料という位置づけと思う。特に分からない部分をこの資料の中でみてください、というものだと思う。どの方式がいいかということを見極めるための資料ではないのか。

事務局) ある方式を推奨する、誘導するということは全くない。情報としての資料。

委員) この基本計画が策定されれば市民に配布するのか。

事務局) 数百部作成し、関連する方々にお配りしたい。現段階では市民の方々には、ダイジェスト版を作成し、配布したい。

第1章から第6章までの修正内容について

委員) 5-17 ページに、最終処分場は現処分場の下流の緩斜面が候補地として考えられる、とあるが、一番簡単で水処理もいい、一番お金がかからない方法かもしれないが、大野区としてはあそこに造ってもらいたくないという話が進んでいる。この場で認められたとなるとどうなるのかわからないが、日本で一番悪い処分場の下に、まだ何年も捨てるような場所を造ってもらうつもりはない。できることなら違う場所で。この記載でいくというなら大反対だ。

事務局) 今時点で書ける範囲のものを書いた。昨年日本環境衛生センターで調査してもらった結果、このような記載になっているが、それに基づき平成22年度も新たに適正化事業として、調査委託をお願いしている。その報告が12月末には出てくる予定なので、それを踏まえ、21年度の調査プラス、それに基づいた報告となるので、ある程度の方向性が出てくると思う。

この基本計画は、3月末で完成させる予定で、その時にあった表現の仕方に変

えていかななくてはならないと思っている

委員) 当然糸魚川市で出たごみは糸魚川市で処分する、そう思っているし、大野としては逃げるつもりはないが、ただ今あるものをどう判断するかという、大きな問題があるので、文章化してあるのが引っ掛かった。

④その他

委員) このごみ処理基本計画は、10月18日に一般廃棄物処分場特別委員会で審議する予定。

事務局) 議会で審議するということか。

委員) その後皆さんにお諮りする。議会でも審議いただいて反映していきたい。

事務局) 最終処分場の記載についても議会で承認ということにはならないか。

委員) 今書ける現状を書かせてもらっている。状況によってその部分、また他の部分も変更ということもある。パブリックコメントを使って反映していくということとなる。今の段階で書けることを書かせてもらっている。議会の方にもそのように説明したい。

(5) 次回の日程について

事務局) 平成22年11月中旬予定。正副会長と日程調整して決定。

(6) 閉会

小笠原副会長あいさつ